

情 個 審 答 申 第 2 号

令 和 7 年 8 月 5 日

答 申 書

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和6年7月12日付け総総第677号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が審査請求人に対し、令和5年11月24日付け2軸第1067号で行った処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、令和5年11月9日、処分庁に対し、保有個人情報開示請求書の「請求に係る保有個人情報の内容」に「東部大阪都市計画防災街区準備事業の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府へ

の意見照会、参考図書」と記載して、保有個人情報の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

- (2) 処分庁は、令和5年11月24日、本件開示請求に係る保有個人情報を、後記「請求に係る保有個人情報の内容」（以下「本件保有個人情報」という。）に記載する保有個人情報として特定した上で、当該保有個人情報に関し、後記「開示を拒否することを決定した部分」（以下「本件不開示部分」という。）については、当該「開示を拒否する理由」により開示しないものとし、それ以外の部分については、開示する旨の決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、保有個人情報部分開示決定通知書（令和5年11月24日付け2軸第1067号）により審査請求人に通知した。

〔請求に係る保有個人情報の内容〕

「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府への意見照会 参考図書」のうち、寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合 地権者名簿 及び 寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合 権利者一覧図

〔開示を拒否することを決定した部分及び開示を拒否する理由〕

寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合 地権者名簿

- ・ 7列目資金計画用地積（㎡）欄のうち、2行目から3行目まで
- ・ 11列目備考欄のうち、2行目から3行目まで

当該団体の内部において管理されている情報であり、開示することにより、当該団体に財産的損害等を及ぼすおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第3号イの情報に該当するため、当該部分を開示することができません。

- (3) 審査請求人は、令和5年12月4日、審査庁に対し、本件部分開示決定の取消しを求める本件審査請求を行った。
- (4) その後、処分庁は、後記第3.2(2)イのとおり、「開示を拒否する理由」について、個人情報保護法第78条第1項第3号ロに該当する不開示情報である旨を追加した。

2 本件部分開示決定

処分庁は、本件開示請求に関し、前記 1 (2) のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報を、同「請求に係る保有個人情報の内容」に記載する地権者名簿（以下「本件地権者名簿」という。）及び権利者一覧図（以下「本件権利者一覧図」という。）に記載されている保有個人情報として特定した上で、本件地権者名簿及び本件権利者一覧図中、当該保有個人情報に該当する部分以外の部分（本件審査請求人以外の個人に関する情報の部分等）について、黒塗りで被覆を行った。

本件地権者名簿に記載されている審査請求人に関する保有個人情報は、「土地所有者 No」欄に記載されている情報の外、「地番」欄、「地目」欄、「登記簿地積」欄、「地籍調査地積」欄、「資産計画用地積」欄、「所有者」欄、「登記簿記載の住所」欄及び「備考」欄に記載されている情報である。また、本件権利者一覧図に記載されている審査請求人に関する保有個人情報は、当該図面中「○ー○」及び「○ー○」の部分の情報である。

そして、本件地権者名簿に記載されている保有個人情報に関して、「土地所有者 No」欄に記載されている情報の外、「地番」欄、「地目」欄、「登記簿地積」欄、「地籍調査地積」欄、「所有者」欄及び「登記簿記載の住所」欄に記載されている情報については、開示し、「資産計画用地積」欄及び「備考」欄に記載されている情報については、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号イに規定する不開示情報に該当するとして、開示しない（その後、「開示を拒否する理由」について、同号ロに規定する不開示情報に該当する旨を追加した〔前記 1 (4) 〕。旨の、並びに本件権利者一覧図に記載されている保有個人情報に関しては、開示する旨の、本件部分開示決定を行った。

第 3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 寝屋川市東大利町（A 街区）防災街区整備事業準備組合（以下「本件準備組合」という。）地権者名簿及び地権者一覧図は、本件準備組合の作

成した資料である。

本件準備組合に寝屋川市が「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府への意見照会」の開示について意見徴取を行ったところ、本件準備組合の地権者であれば、個人情報、地権者が所有する資産等に係る一般的に確認できない情報、本件準備組合における意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報や本件準備組合における混乱が生じるおそれがある情報等について、取扱いに十分配慮した上で開示することに差し支えないと本件準備組合は資料開示を認めている。

個人情報保護法第 18 条では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないと規定されており、本件準備組合に寝屋川市は情報の開示についての同意を得ている。

イ また、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号イでは、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と規定されており、当該情報はこの規定に該当する。

ウ 本件準備組合に「東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）に係る大阪府への意見照会」の開示について意見聴取を行ったところ、「本件準備組合内の地権者（土地所有者及び借地権者）であれば・・・開示することに差し支えない」（原文ママ）とあり、審査請求人は寝屋川市〇町〇番〇号、〇番〇号の土地を所有している。また、本件準備組合令和 5 年 7 月 9 日開催の令和 5 年度通常総会において本件準備組合の規約が改正され、対象区域内に土地を所有する審査請求人も本件準備組合の資格を有することになったことが無視されている。

エ 以前、審査請求人は本件準備組合に開示請求をし、本件準備組合から本件準備組合・まちづくり関連資料を受け取っている。本件準備組合も審査請求人を本件準備組合内の地権者（土地所有者及び借地権者）として資料を開示することに差し支えない者に該当すると認めているにもかかわらず、寝屋川市が本件準備組合に関する公文書の開示を認めない

のは、合理性に欠ける。

オ 本件準備組合は、本件準備組合内の地権者(土地所有者及び借地権者)に対しては地権者名簿及び地権者一覧図等の文書を開示しても差し支えないと考える旨の意見を述べている。

審査請求人は、寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業の対象地に土地を所有する者であり、質的に見て、上記に言う「地権者」と何ら異なるところがないため、本件不開示情報を含む地権者名簿を審査請求人に開示することについて、本件準備組合は、何ら異を唱えるものではない。

処分庁は、かかる本件準備組合の意見を誤認し、誤った理解を元に個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号イに該当する旨を判断しているのであるから、不開示決定において、重大な事実誤認が存在していると言わざるを得ない。

カ 本件不開示情報における地権者名簿 7 列目資金計画用地籍（㎡）欄に記載された情報について、今後、本件準備組合において測量を実施し、その結果によって変動するものであると認められるもの、同 11 列目備考欄に記載された情報について、想定して記載した未確定な情報であると認められるなどと処分庁は主張するが、変動する情報や未確定な情報であっても、当該情報が暫定情報であることとの注記と併せて提供され、受領者においてその認識を持つことで、混乱が生じることは優に回避できるものと思料する。

実際に「地権者」に対しては、本件不開示情報を含む地権者名簿が開示されていると考えられ、本件準備組合に混乱が生じていないであろうことを踏まえると、本件不開示情報の開示によって、個人情報保護法が回避しようとする状況は生じないものと思料する。

処分庁は、不開示の根拠とした情報について、その評価を誤っていると思料する。

キ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)第 6 条の規定に違反しているので、同法第

5 条の規定に違反し、違法である。

ク 個人情報保護法第 27 条第 1 項は、個人情報取扱事業者は、同項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない旨を規定している。

しかし、本件準備組合が、市の委託を受けずに、地権者名簿及び権利者一覧図に記録されている個人情報を市に提供したのであれば、それは違法であり、当該個人情報を破棄すべきである。

ケ 寝屋川市文書取扱規則(平成 15 年寝屋川市規則第 23 号)第 2 条では、事務の処理は、別に定めるものを除き、文書によって行うものとする、と定めている。大阪府への意見照会にのみ用いるという条件に関する文書がない、あるいは、別に定める規則がないのは、この規定に違反しており、当該不開示は違法である。

(2) 処分庁の主張

ア 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号イ該当性について

本件保有個人情報は、寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たって、寝屋川市 2 軸化事業本部所属の職員(現 寝屋川市都市デザイン部都市一課(総合戦略・産業立地)所属の職員。以下「寝屋川市の職員」という。)が本件準備組合に提出を依頼し、当該依頼に応じて、提出を受けたものであり、本件準備組合において管理されている情報である。

処分庁が、個人情報保護法第 86 条に基づき、本件準備組合に本件保有個人情報の開示に関する意見聴取を行って得た回答を踏まえて本件保有個人情報について検討したところ、地権者名簿の「資金計画用地積(m²)」欄に記載されている情報については、地権者に公開していない情報であって、今後、本件準備組合において測量を実施し、その結果によって変動するものであるものと認められ、「備考」欄に記載されている情報については、本件準備組合が寝屋川市東大利町(A 街区)防災街区整備事業について想定して記載した未確定な情報であると認められた。

したがって、本件不開示部分は、本件準備組合の内部において管理されている情報であり、開示することにより、本件準備組合に混乱を招くことが考えられ、本件準備組合の運営に支障をきたすおそれがあることから、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号イに規定する開示することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。

以上のことから、本件保有個人情報のうち、本件不開示部分を除いた部分を部分開示する本件処分を行ったものである。

イ 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号ロ該当性について

本件保有個人情報は、寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たって、寝屋川市の職員が本件準備組合に提出を依頼し、当該依頼に応じて、提出を受けたものである。

したがって、本件準備組合及び当該職員共に、「寝屋川市が東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定について大阪府へ意見照会を行うに当たってのみ用いることがその前提である。」という認識を持っていた。

さらに、本件準備組合は、個人又は法人が一定の地域を単位として任意に組織した団体であって、現実的に、そのような団体から提出された意思形成過程において発生し、利用される情報については、開示しないことが通例の取扱いとされている。

以上のことから、本件保有個人情報は、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号ロに該当する不開示情報であると考ええる。

なお、本件保有個人情報について、地権者名簿に記載された地番、地目、登記簿地籍（㎡）、所有者及び登記簿記載の住所並びに権利者一覧図に記載された地番及び土地所有者氏名は、不動産登記簿に記載されている事項であり、地権者である審査請求人自らが一般的な方法により確認できる情報である。また、地権者名簿に記載された地籍調査地籍（㎡）は、土地所有者の立会を求めて実施する地籍調査の結果であり、当該結果について地権者等が閲覧できる機会を設けているものであることか

ら、地権者である審査請求人自らが一般的な方法により確認できる情報である。

よって、法において何人にも保有個人情報の開示請求を認め、開示請求者が本人の個人情報を確認する権利を保障していることを考慮すると、個人情報保護法第 80 条の規定に該当し、裁量的開示が認められるものと解される。

ウ 審査請求人は、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号イにおいて、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、不開示情報から除かれると規定されていると主張している。

個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であることが前提条件であるところ、審査請求人に係る個人情報でない部分については、請求に係る保有個人情報として含まれておらず、また、本件保有個人情報にも、審査請求人以外の個人に関する情報は含まれていないため、審査請求人の主張は前提を欠くものである。

エ また、審査請求人は、本件処分は、情報公開法第 6 条の規定に違反していると主張していると推測するところ、本件開示請求においては、個人情報保護法第 79 条について主張するものと思料する。

本件保有個人情報については、本件不開示部分を区分して部分開示をしている。また、本件保有個人情報については、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する情報が含まれていない。これらのことから、本件処分が法第 79 条の規定に違反しているとは認められない。

第 4 事実関係等の概要

当審査会が審議において審査庁に公文書の提示を求め、提示された公文書及び当審査会が行った処分庁への聞き取りを基に認定した、判断の前提となる事実関係等の概要は以下のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る保有個人情報が記録されている本件地権者名簿及び本件権利者一覧図は、本件準備組合が作成し、寝屋川市に提供した「書類及び

図面」であると認められる（なお、このことは、審査請求人も認めている〔前記第3．2(1)ア〕）。

- 2 寝屋川市東大利町（A街区）においては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号。以下「防災街区整備促進法」という。）に基づき、大阪府知事の認可を受けて防災街区整備事業組合（以下「事業組合」という。）を設立した上で、当該事業組合が主体となって寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業（以下「本件防災街区整備事業」という。）を施行しようとする構想されている。

そして、本件準備組合は、寝屋川市東大利町（A街区）の区域内の宅地の一部の所有者が、事業組合の設立に向けて、任意に組織した団体である。

- 3 また、本件防災街区整備事業は、防災街区整備促進法に基づき、密集市街地内の土地の区域について、都市計画に特定防災街区整備地区を定めて、及び事業組合が都市計画事業として、施行しようとするものである。

- 4 大阪府では、市町村がこれらの都市計画（特定防災街区整備地区に関する都市計画及び防災街区整備事業に関する都市計画）を定める際には、大阪府知事に都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項の協議を行うに先立ち、『都市計画の手続き（計画決定編）』（令和5年3月 大阪府大阪都市計画局計画推進室 計画調整課）及び『都市計画の手続 ■市街地開発事業■促進区域』（令和5年3月 大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課）（以下、これらを「大阪府の都市計画手続に関する指針」という。）に基づき、事前に、大阪府大阪都市計画局計画推進室長宛てに意見照会を行うこととされている（以下、当該意見照会を「大阪府への意見照会」という。）。そして、大阪府への意見照会を行うに当たっては、大阪府の都市計画手続に関する指針の定めるところにより、都市計画法第14条第1項に規定する都市計画の図書の素案の外、所定の参考図書（「書類及び図面」）を提出することとされている。

- 5 そこで、本件防災街区整備事業は、前記3のとおり事業組合が主体となって施行しようとするものであることを踏まえ、前記4の参考図書を構成する「書類及び図面」の一部について、寝屋川市の職員がその作成及び提供を本件

準備組合に依頼し、本件準備組合が、当該依頼に応じて、これを作成し寝屋川市に提供したものである（以下、当該本件準備組合が作成した「書類及び図面」を「本件準備組合資料」という。）。

そして、本件準備組合資料の作成及び提供に当たっては、寝屋川市の職員及び本件準備組合の双方が共に、「本件準備組合資料のうち、「本件準備組合の活動の状況に関するもの」（以下「活動状況資料」という。）、「本件準備組合が独自に作成した、本件防災街区整備事業の準備段階での未確定なもの」（以下「準備段階資料」という。）及び「施行地区となるべき土地の区域内の宅地の所有者等に関するもの」（以下「関係所有者等資料」という。）については、大阪府への意見照会にのみ用いる」ことを意図していたものである。

6 本件地権者名簿及び本件権利者一覧図は、本件準備組合資料の一部である。

なお、寝屋川市の職員が本件準備組合に確認したところ、「本件準備組合が、本件地権者名簿及び本件権利者一覧図を、当該組合員その他の寝屋川市東大利町（A街区）の区域内の宅地の所有者等に交付した事実はない。」とのことである。

7 また、本件準備組合は、本件準備組合資料の作成・提供の時期と同時期に、『寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合への支援の要請について』と題する令和4年11月15日付け寝屋川市長宛て書類により、寝屋川市長に対し、防災街区整備促進法第273条の規定による技術的援助の請求を包摂する技術的支援等の要請を行っており、寝屋川市においては、その要請に応じ、当該技術的支援等を行っている状況にあった。

なお、寝屋川市においては、本件準備組合の前身である寝屋川市東大利町（A街区）まちづくり協議会に対しても、従前から、まちづくりの観点からの技術的な支援を行っていた。

第5 当審査会の判断

1 本件不開示部分の個人情報保護法第78条第1項第3号ロ該当性について
(1) まず、前提として、本件不開示部分を含む本件地権者名簿及び本件権利者一覧図は、当審査会が前記第4. 6にて認定したとおり、本件準備組合資料の一部であり、かつ、当審査会が審査庁に提出を求め、提示された公

文書によれば、関係所有者等資料に該当するものである。

- (2) そして、当審査会が認定した本件準備組合が寝屋川市に本件準備組合資料を提供した経緯及び当該資料提供の際の両者の意図〔前記第4.4及び第4.5に記載〕並びに寝屋川市が本件準備組合に対して技術的支援を行っている事実〔前記第4.7記載〕に鑑みれば、少なくとも本件準備組合資料のうち、活動状況資料、準備段階資料及び関係所有者等資料については、黙示的にではあるが、大阪府への意見照会以外の目的には利用しないとの条件で、本件準備組合から寝屋川市に任意に提供されたものであるといえる。
- (3) 本件準備組合資料のうち、活動状況資料に記録されている情報については、本件準備組合の活動の状況に関する情報であって、これを本件準備組合の意思に関わらず公にされた場合には、そのことによって、本件準備組合としての自律的な意思の形成や活動に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

また、準備段階資料に記録されている情報については、本件準備組合がその内部において検討を進めている構想の段階での未確定な情報であって、これを公にするとすると、確定的な情報であると誤解されたり、真偽が不明の憶測を招くなど、不当に市民の間に混乱を生じるおそれがあると認められるものである。

加えて、関係所有者等資料に記録されている情報については、本件準備組合が収集した、施行地区となるべき土地の区域内の宅地の所有者等の個人情報に該当するものであり、これを公にするとすると、これらの者との信頼関係が著しく損なわれ、その結果、これらの者の協力が得られなくなるなど、本件防災街区整備事業の施行の準備等にも支障を及ぼすおそれがあると認められるものである。

そのため、以上のような本件準備組合資料及びそこに含まれる活動状況資料、準備段階資料及び関係所有者等資料に記録されている情報の内容や性質、本件準備組合資料の作成・提供の当時の状況に照らせば、これらの本件準備組合資料について、大阪府への意見照会にのみ用いるという条件

を付することには、相応の合理性があるといえる。

- (4) 以上のことから、本件不開示部分は、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号ロに該当すると解するのが相当である。

2 寝屋川市文書取扱規則第 2 条について

審査請求人は、本件事業準備組合資料は、大阪府への意見照会にのみ用いる（それ以外の目的には利用しない）という条件を設けることについて、文書がないのは、寝屋川市文書取扱規則第 2 条の規定に違反しており、当該不開示は違法である旨を主張している〔前記第 3. 2 (1) ケ〕。

しかしながら、寝屋川市文書取扱規則第 2 条の規定は、総論として、事務の処理は、文書によって行うことを原則とすることを定めているに過ぎず、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号ロに規定する「条件」は、黙示的なものを排除する趣旨ではないと解される。

そのことからすると、本件事業準備組合資料は、大阪府への意見照会にのみ用いる（それ以外の目的には利用しない）という条件を寝屋川市及び本件準備組合間で黙示的に確認することが違法であるとはいえない。

3 個人情報保護法第 80 条の裁量的開示について

- (1) 処分庁は、本件地権者名簿に記録されている審査請求人の保有個人情報のうち、本件不開示部分以外の情報及び本件権利者一覧図に記録されている審査請求人の個人情報については、一般に公にされている情報であることも鑑み、行政的な判断により、裁量的開示を行ったものであるとしている〔前記第 3. 2 (2) イ〕。

当審査会としても、処分庁が開示を行った部分は、法令に基づき公に開示されていることが確認できた一方で、本件不開示部分については、公にされているとは認められなかった。

そして、本件においては、本件不開示部分に不開示の理由が認められる一方で、本件不開示部分を開示すべきと判断するに足りる特段の事情は認められない。

したがって、処分庁が、本件準備組合との間において付された開示しないとの条件に反してまで、本件個人情報について裁量的開示を行わなかつ

たことに、裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。

4 本件個人情報の個人情報保護法第 78 条第 1 項第 3 号イ該当性について

本件不開示部分は、前記第 5. 1 (3)でも言及しているとおり、これを開示した場合には、無用の混乱を生じ、事業組合の設立を始め、その後における本件防災街区整備事業の円滑な進行に支障を及ぼす事態を生じることが予想されることから、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものにも該当すると解するのが相当である。

なお、審査請求人は、未確定な情報であっても、当該情報が暫定情報であることとの注記と併せて提供されることで、混乱が生じることは回避できる旨を主張している〔前記第 3. 2 (1)カ〕。

しかしながら、保有個人情報の開示は、個人情報保護法第 87 条第 1 項本文によると当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは、閲覧又は写しの交付により行うことと規定されており、開示の実施に際し、当該文書若しくは図画又は写しに「注記」を加筆することなどは、法律上、許されないことである。

また、審査請求人は、実際に「地権者」に対しては本件不開示情報を含む地権者名簿が開示されていると考えられる旨を主張している〔前記第 3. 2 (1)カ〕が、本件においては、そのような事実は確認できないとすることを審査庁が確認している。

5 第三者（本件準備組合）の意見について

審査請求人は、「当該準備組合も私を、本件準備組合内の地権者（土地所有者及び借地権者）として資料を開示することに差し支えないに該当する者と認めているにもかかわらず、寝屋川市が本件準備組合に関する公文書の開示を認めないのは、合理性に欠ける。」などと主張している〔前記第 3. 2 (1)エ〕。

しかしながら、本件準備組合の理事長が提出した意見書の記載からすると、本件準備組合としても、本件地権者名簿に記録されている個人情報の開示について、全面的に肯定しているとまでは言えず、処分庁としては、当該意見書にも記載されている関係法令等に基づく十分な配慮をした結果、不開示と判断したものと考えられ、妥当な判断といえる。

6 部分開示について

審査請求人は、情報公開法第6条の部分開示の規定に違反していると主張している〔前記第3.2(1)キ〕が、個人情報保護法第79条の規定に基づく部分開示を行うよう求めているものと解される。

そして、前記第2.2のとおり、処分庁は現に部分開示を行っている。

また、審査請求人は、情報公開法第5条の規定に違反しており、違法である旨を主張している〔前記第3.2(1)キ〕が、同条の行政機関に地方公共団体は含まれないため（同法第2条参照）、本件における部分開示が同法第5条に違反するということはない。

7 開示請求者以外の個人に関する情報の公領域情報について

審査請求人は、本件個人情報について、個人情報保護法第78条第1項第2号イに規定する、開示請求者以外の個人に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることができる情報である旨を主張している〔前記第3.2(1)イ〕。

しかしながら、本件不開示部分については、開示請求者以外の個人に関する情報が記録されていることを理由に不開示としたものではなく、この点は、結論に影響を及ぼさない。

8 本件準備組合が処分庁に個人情報を提供することの是非について

(1) 審査請求人は、本件準備組合が、地権者名簿及び権利者一覧図に記録されている個人情報を市に提供したことは、個人情報保護法第27条1項に反する旨を主張している〔前記第3.2(1)ク〕。

(2) まず、個人情報保護法第27条第1項第4号は、個人情報取扱事業者が、地方公共団体（又はその委託を受けた者）に情報提供することができる場合を規定したものであって、同号でいう「法令の定める事務」とは、地方公共団体の所掌する事務であることが法令で定められていることを意味すると解されている。

また、「当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、同意を得るべき者がきわめて多数にのぼり、同意を義務付けると、實際上、協力が困難になったりする場合等をいうものであると解されている。

本件においては、本件準備組合が、寝屋川市に情報を提供した経緯は前記第4. 4のとおりであり、特定防災街区整備地区に関する都市計画及び防災街区整備事業に関する都市計画の決定に関する事務を遂行することは、市の所掌する事務である（都市計画法第19条第3項）。

また、市に情報を提供するに当たって、本人の同意を得ることまでを義務付けると、実務上、協力が困難となることから、本件準備組合が、本人の同意を得ないで、本件地権者名簿及び本件権利者一覧図に記録されている個人情報寝屋川市に提供しても、違法であるとは言えない。

9 結論

以上のとおりであるから、当審査会は「審査会の結論」のとおり答申する。